

札幌市成年後見制度利用支援事業事務取扱要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、札幌市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、要綱第7条から第9条に規定する成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）に対する報酬の助成及び本人又は親族による審判請求費用助成事務について必要な事項を定めるものとする。

（報酬助成額の範囲）

第2条 後見人等の報酬の助成額は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額とし、施設等に入所中または入院中の者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。なお、被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）が死亡した後に決定された報酬については、遺留資産で不足する金額に限り助成することとし、原則、債務については考慮しない。

2 前項に規定する「施設等」については、別記1のとおりとする。

3 助成対象期間は、後見事務期間のうち12か月以内を原則とし、月数の計算にあたり、1か月未満の端数日が生じる場合、その月が始期の場合は切り上げ、終期の場合は切り捨てにより月数を計算することとする。

4 助成対象期間に施設等の入所期間とその他の期間が混在するときは、全日施設等に入所している月はその月の上限額を18,000円、施設等に入所していない日が1日以上ある月はその月の上限額を28,000円とし、これを合算して全助成対象期間の上限額を求める。

5 家庭裁判所において12か月を超える期間の報酬が決定された場合は、助成対象期間の初月を始期とし、一項及び前項に定めるそれぞれの月額に12を乗じた額まで助成する。

（審判請求費用助成の範囲）

第3条 要綱第9条に規定する審判請求費用の助成対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 申立手数料
- (2) 登記手数料
- (3) 郵便切手代
- (4) 診断書料
- (5) 鑑定料
- (6) 戸籍謄本など申立書の添付書類の取得費用

（助成の申請）

第4条 報酬助成を受けようとする者は、後見人等報酬助成申請書（様式1）に必要書類を添付して、家庭裁判所が審判した日の翌日から起算して90日以内に、札幌市長へ申請する。

2 審判請求費用の助成を受けようとする者は、審判請求費用助成申請書（様式3）に必要書類を添付して、審判の確定日の翌日から起算して90日以内に、札幌市長へ申請する。

3 札幌市長は、第1項及び第2項の規定により提出された申請書を審査し、その結果を後見人等報酬助成（決定・却下）通知書（様式2）又は審判請求費用助成（決定・却下）通知書（様式4）により申請者に通知する。

4 札幌市長は、前項の規定により報酬及び審判請求費用の助成決定を通知した者から請求を受けたなら、札幌市会計規則（昭和39年規則第18号）に基づき支給する。

5 報酬助成の申請を行った被後見人等又は後見人等は、被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、速やかに札幌市長に報告しなければならない。

（助成対象者の範囲）

第5条 要綱第7条に規定する「資産・収入等の状況から、第1号に掲げる者に準じると認められる者」は、家庭裁判所による報酬付与の審判日（以下、「基準日」という。）において、次に掲げる各号に該当する者とする。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 別記2に定める基準を満たす者
- (3) その他、本人の福祉を図るために特別の事情があると高齢保健福祉部長または障がい保健福祉部長が認める場合。

附 則

この要領は、平成16年10月15日から施行する。

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成24年 8月 7日から施行する。

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 3月30日から施行する。

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年 6月 8日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の改正前の規定により作成した様式は、所要の調整を行い当面の間使用することができる。
- 3 この要領の施行の日から令和4年3月31日までの期間に要綱第8条及び第9条における助成を申請する場合に限り、要領第4条にある「90日」を「180日」に読み替えることができる。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

別記 1 第 2 条第 2 項に規定する「施設等」

- 1 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条に規定する保護施設
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害者支援施設
- 3 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- 4 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 2 項に規定する介護保険施設
- 5 医療法第 1 条の 5 に規定する病院、診療所（ただし 3 か月を超えて入院した場合にかぎる。）
- 6 前各号の類似施設で市長が特に認める施設

別記2 「資産・収入等の状況から、第1号に掲げる者に準じると認められる者」の基準

基準日において、以下のすべてに該当する者とする。

1 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員の収入額並びに所有する現金及び預貯金の合計額等が、以下に掲げるア～エのすべてを満たす者。

ア 年間収入が 単身世帯で 150 万円、世帯員が一人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること（基準日を含む直近 1 年間の収入）。

イ 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が一人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。

ウ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

2 基準日において、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が基準日の属する年度分（申請日の属する月が 4 月、5 月又は 6 月の場合は、当該年度の前年度分）の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税が課されていない者。